

## 広島地方裁判所委員会（第25回）議事概要

### 第1 開催日時

平成24年2月14日（火）午後3時

### 第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

[委員] 石井三恵，植屋伸一，木谷博郁，北村浩司，クリアリー・ウィリアム・バーナード，坂本順彦，貞徳伸治，高野伸，立上良典，角田裕之介，内藤和美，檜谷義美，藤原久美子，風呂橋誠，山口洋充（敬称略五十音順）

[説明者] 小林事務局長

[事務担当者] 山本総務課長，寺田会計課長，大橋総務課課長補佐

### 第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 説明者）

- 1 前回の委員会でいただいた御意見について  
概要は別紙1のとおり
- 2 裁判所の防災対策について  
概要は別紙2のとおり
- 3 次回テーマ・期日について  
追って決定する。

(別紙1)

【前回の委員会でいただいた御意見について】

(案内表示)

棟と棟との境目のドアやエレベーターの設置場所などのポイントごとに、「ここは南棟1階です」、「これより先は西棟です」といった表示をさせていただいた。ただ、案内表示ですべてを示せるわけではないので、職員による案内の仕方や、裁判所を実際に利用する方のニーズなども十分検討しながら、なるべくシンプルで分かりやすいものを引き続き検討したい。

(認識票)

裁判員裁判初日の選任手続には、大勢の裁判員候補者がおいでになるので、スムーズに御案内するために、担当職員が腕章を付けることがある。また、非常に多くの傍聴人が来られる裁判がある際は、傍聴人整理のため、担当職員が腕章を付けて御案内している。

そのほかに、一般の方向けの「ひろしまの裁判所の日」という広報行事、学生の方向けの「職場見学ツアー」、多くの外部委員の方に来ていただく会議等がある際には、担当職員がプレートを付けて御案内する取組をしている。

職員が一様に認識票を着用するということになると、すぐに結論を出すことができないが、御理解いただきたい。

(守衛の配置等)

裁判所の守衛は、来庁者の御案内だけでなく、庁舎管理の職務があり、多少堅苦しくはなるが、制服制帽での勤務が必要になってくる。また、守衛とは別に案内用の職員を玄関先に配置することは、なかなか難しい。

(利用者アンケート)

平成17年の地裁委員会で話が出て、利用者アンケートを実施したことがある。その際は、155通の回答をいただき、正面玄関の点字ブロックを守衛がいる案内所まで延長すべきとの点及び法廷でのやりとりが聞き取りにくいとの点について、改善が図られた。そのほかは抽象的な意見が多く改善に結びつかなかった。

前回のアンケートから6年余が経過しているので、実施方法の点も含めて前向きに考えてみたい。

(別紙2)

【裁判所の防災対策について】

〔事務局長の説明後，意見交換が行われた。〕

裁判所の仕事には，令状処理や民事保全事件等，災害当日でもやらなければならない緊急のものがあるため，最低限，裁判官と書記官の両方が裁判所にいなければならない。また，大災害が発生した場合でも，数週間もたつと，地域によっては通常の七，八倍の事件数が申し立てられるので，できるだけ早く通常業務に戻さなければならない。

当庁で1月5日に実施した避難訓練には，裁判官を含めた全職員が参加した。法廷で審理中に強い地震が起きて天井が落ちてきたという想定の下，私は裁判長として訓練に参加したが，実際にやってみると，とっさに適切な判断をすることの難しさを感じた。例えば，傍聴人等の一般の方をどのように安全な場所まで避難してもらうのか，けが人が出た場合にどのように対処するのか，連絡手段が途切れているような場合は一体どうするのか，刑事事件の被告人の身柄をとりあえずどうするのかなど，こまごまとした問題があり，やはり日ごろから備えておくことが非常に重要だと感じた。

検察庁の場合，最も重要なのは身柄をどうするかである。不当に勾留することのないようにするとともに，罰すべきものを罰するという職務も放棄してはならないので，しっかりとした態勢を組まなければならない。

被告人が逃げたらどうするのが気になるが，その対応についてのマニュアルなどはあるのか。

刑事事件では閉廷宣言をすることになる。これをしないと，看守の方が被告人に手錠をかけられないので，それが第一になる。

弊社の場合，3・11をきっかけに，バックアップ機能を重要視している。もし社屋が倒壊した場合には，別の場所にある2箇所の工場がその編集機能をバックアップするという対策をとっている。特に問題になるのが，電磁的なデータ，システムのバックアップで，現在，本体システムが壊れたときにサブのシステムで新聞製作ができないか研究している。裁判所では，この庁舎が倒壊し復旧の見込みが立たないという場合に，別の施設でやるとか，データのバックアップに関してどのような考えがあるのか。

被災した裁判所が全く使えなければ、事務移転等をせざるを得ないだろう。ただ、裁判をする場所は、当事者の方にとって極めて重要なことなので、ぎりぎりまで事務移転をせずに対応するものと思われる。そのときの裁判所でできることと、周辺の住民が求めていることを見極めながら、緊急性のあるものから順々に機能回復するのが原則的な形ではないかと考えられる。

事務移転の場所は、ある程度想定しているのか。場合によっては民間施設を使うこともあり得るのか。

事務移転は原則として利用者の方の利便を考えて選定されると思うが、あらかじめ事務移転の場所が決まっているわけではない。

事務移転の典型的なものは、当庁の管轄の事件を隣の管轄の裁判所で扱うというものだが、裁判所の場所を動かすのは、別途法律があるので、それはそれでやるのが可能なのだと思う。

記録の関係は、裁判資料は、紙が原本になっているものがほとんどである。記録の保管場所にも限りがあるため、記録のバックアップをとることは将来的にも難しいのではないかと考えられる。

大手のメディアでは、例えば、東京に本社があったら、大阪にバックアップのセンターを置くというやり方にほとんどなっている。

我が国における訴訟記録の保管は、国際的にも丁寧な方だと思う。また、電磁データをとって保存するとなると、その作業自体に相当なコストがかかるので、その点も含めて検討が必要と思われる。

事前に危ないところをなくしておく「減災」が重要なのではないか。その意味では、建物を点検して危ないところを把握しておくことが必要だと思う。

また、来庁者の避難誘導は、建物が複雑なので、事前にだれが南棟の担当になるのか、どこへ避難するかなどを決めておくことしかないのではないか。

法廷の天井が落ちてきて証人がけがをした場合、補償はどうなるのか。

裁判員の場合は、臨時の国家公務員として補償されようが、証人はこれとは異なるので、直接の補償はないと思われる。

南棟と北棟の耐震安全性の評価が0.3くらいとのことであるが、最高裁が3階以上の全国の庁舎を調べており、平成22年7月当時に0.5以下が26%なので、一番低いところに入っているということか。

現在の耐震基準は昭和56年ころのものであるが、この建物の南棟、北棟ができたのは昭和38年、39年なので、今では耐震性が非常に低い。中規模程度の地震では、建物自体が崩れることはないと言われているが、震度6弱以上の大規模地震になると非常に危険であるため、耐震工事を予定している。

避難する際、南棟、北棟は避けて、南棟、北棟にいる人は東棟、西棟に避難したらどうか。また、通常時に閉ざされている避難口は、いざというときに一般の人が無理やりこじ開けて逃げることができるのか。

セキュリティと避難の際の安全を考慮して、避難口は、外からは鍵がかかるようになっているが、内側からは出られる仕組みになっている。

避難訓練を、年に1、2回行っている。一般的な建物と異なり、学校にいるのはだいたい決まった人間であり、日ごろから具体的にどのように避難をするか、あるいはどのようなことに気を付けるのかということ十分に徹底する条件が整っていると思う。裁判所のように、外部の人がたくさん来られるところは、外部の人にどのような経路で避難をしてもらうかが非常に大きな重要性を持つのだろう。

バックアップについて、医療機関では電子カルテによる電子化が進んでいるので、個人情報を実際に保存できるシステムを考えている。電子的なバックアップは、裁判所でも近い将来、何らかの形で必要になるのではないかと。

庁舎の消防計画や自衛消防マニュアルなどが作られていて、例えば、来庁者の避難誘導や情報収集といったことは役割分担をしている。それに加えて、業務継続計画をかなり細かく、課ごとに作っていて、大きな災害のときに何をするか、何をしないでいいかということを決めている。

大学では備蓄の問題がある。東京の大学では、既に入学生1人に1つの物を与えるような状態で備蓄をされているが、先日の地震の時に、大学は広域避難所になっているため帰宅困難者が殺到して、学生のために備蓄した物を提供せざるを得ないことがかなりあったと聞いている。学校には何かがある、助けてもらえと思ったときに、多くの方が殺到してくることを考えて、これからどうすべきなのかということが話し合われている。

電子化については、システムを大幅に変えている途中だが、古いものとしては紙媒体の成績表があり、マイクロチップに保存することを考えている。

地震が起きたときに、当銀行でいえば、お客様に安全に避難していただくという部分と、ある面、お金は人間でいうと血液にあたるので、業務をいかに早く継続していくかが、最大の問題である。

七、八年前に、全店の耐震調査をして、危ないところは建て替えをしている。業務継続の点では、新型インフルエンザのように、地震等の災害ではなくてもいろいろなリスクがあり、避難訓練などの取組を重ねる中で、一つ一つ問題点をつぶしていくことが大切だと思う。

また、マニュアルはもちろん大事だが、いざというときに最適な判断ができるような現場力をつけていくことが一番大事だと思う。

有事に備えて物を準備しておくことも必要だが、それにもまして資金という問題がある。平時からある程度の準備金を設定しておくなどして、影響が長引く災害にも対応できるよう、資金の確保をしておくのが重要である。

データの問題については、紙ベースの資料をすべて電子化する作業には多大なコストを要すると思うが、まさかのときに全部資料がなくなるリスクを回避する意味では、必要経費と考えていいのではないかと。

弊社では大規模な訓練を年に1回実施している。先日も、福岡と中国地方が合同で、原発事故が起きたことを想定して、どうやって放送を出すかという訓練を行った。実際に訓練をしてみるといろいろな問題点が明らかになってくるので、訓練は定期的実施する必要がある。

今回の東日本大震災で根本的に変わったのは、これまでは災害報道というと、どれぐらいの被害が出ているかがメインだったが、減災、つまり被害を少なくするための報道をどうしていくのかに力点を置くようになったことである。

今回の大震災でも明らかになったが、通信手段が全然だめになってしまうので、裁判所がいつから通常業務が行われるのかなど、重要な情報については、電話や取材をしなくても、状況を早く伝えるための連絡網が整備されたらよいのではないかと。

大きな地震が起こった場合、スタッフが持っているIDカードにICチップを備えていれば、所在確認が容易になるのではないかと。 (以上)